

令和6年草加市議会議会運営委員会要点記録（第19回）

◆開会年月日	令和6年6月24日（月曜日）					
◆開催の場所	第3委員会室					
◆出席委員	石川 祐一	委員長	田川 浩司	委員	員	員
	木村 忠義	副委員長	斉藤 雄二	委員	員	員
	森 覚	委員	松井 優美子	委員	員	員
	中島 綾菜	委員	佐藤 利器	委員	員	員
	田中 宣光	委員				
◆欠席委員	なし					

◆協議事項 6月定例会最終日の運営について

◆議事内容

午前9時35分開会

1 議員退職の報告について

河合悠祐議員が令和6年6月20日、東京都知事選挙に立候補したため、公職選挙法第90条の規定により、草加市議会議員を辞したものとみなされたので、その旨を報告する。 → 了解

時期は開議後直ちに。 → 了解

2 各常任委員長報告について

建設環境委員会については会期中に開催されたが、付託案件がなかったことから、建設環境委員長報告は行わない。 → 了解

(事例)

平成29年6月定例会（6月15日） 建設環境委員会（6月12日）

3 閉会中の特定事件の委員会付託について

別紙のとおり、

建設環境委員長から

- ・「交通行政について」
- ・「公園行政について」

付託され、付託事項の調査が終了するまで、

閉会中の継続調査とすることにしたいとの申し出があった。 → 了解

4 議員提出議案について

- ・ 議第5号議案及び議第6号議案の2件（条例1件、意見書1件）

- 上程時期 閉会中の特定事件の委員会付託終了後に上程することを決定
- 質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 委員会付託 省略することを決定
- 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定
- 採決 電子採決によることを決定

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

なお、議第5号議案の提案説明については、条例制定の目的のほか、ワーキンググループ設置の経緯、条例の特徴、パブリックコメントの実施についても述べるとのこと。意見書の提案説明よりも長くなることが想定される。 → 了解

5 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会第1回正副議長会〔7月2日（火）・埼玉県三郷市〕及び令和6年度県南七市治水大会〔7月19日（金）・埼玉県川口市〕に議員を派遣するため、地方自治法及び会議規則の規定により、議決を行うもの。 → 了解

6 議事日程について

別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定

※ 休憩箇所の確認 → 了解

※ 請願の採決方法について

請願第3号は、委員会で不採択のため、原案について諮る。

→ 了解

7 その他

(1) 検討事項の協議に係る委員会の日程について

6月5日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「会議時間について」及び「議会改革について」を御協議いただきたく委員会を本日の本会議終了後に開催いたしたい。 → 了解

午前9時43分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 議案及び請願の委員会審査結果表
- ・ 閉会中の特定事件付託申し出一覧表
- ・ 議員提出議案
- ・ 議員の派遣
- ・ 議事日程

議会運営委員会協議事項

令和6年6月24日（月）
午前9時30分 第3委員会室

6月定例会最終日の運営について

1 議員退職の報告について

河合悠祐議員が令和6年6月20日、東京都知事選挙に立候補したため、公職選挙法第90条の規定により、草加市議会議員を辞したものとみなされたので、その旨を報告する。

時期は開議後直ちに。

2 各常任委員長報告について

建設環境委員会については会期中に開催されたが、付託案件がなかったことから、建設環境委員長報告は行わない。

(事例)

平成29年6月定例会（6月15日） 建設環境委員会（6月12日）

3 閉会中の特定事件の委員会付託について

別紙のとおり、

建設環境委員長から

- ・「交通行政について」
- ・「公園行政について」

付託され、付託事項の調査が終了するまで、

閉会中の継続調査とすることにしたいとの申し出があった。

4 議員提出議案について

- ・議第5号議案及び議第6号議案の2件（条例1件、意見書1件）

- 上程時期 閉会中の特定事件の委員会付託終了後
- 質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。
- 委員会付託 先例により省略
- 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
- 採 決 電子採決

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

なお、議第5号議案の提案説明については、条例制定の目的のほか、ワーキンググループ設置の経緯、条例の特徴、パブリックコメントの実施についても述べるとのこと。意見書の提案説明よりも長くなることが想定される。

5 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会第1回正副議長会〔7月2日（火）・埼玉県三郷市〕及び令和6年度県南七市治水大会〔7月19日（金）・埼玉県川口市〕に議員を派遣するため、地方自治法 及び 会議規則の規定により、議決を行うもの。

6 議事日程について

別紙議事日程のとおり

※ 休憩箇所の確認

※ 請願の採決方法について

請願第3号は、委員会で不採択のため、原案について諮る。

7 その他

(1) 検討事項の協議に係る委員会の日程について

6月5日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「会議時間について」及び「議会改革について」を御協議いただきたく委員会を本日の本会議終了後に開催いたしたい。

令和6年草加市議会6月定例会

議案及び請願の委員会審査結果表

委員会名	付託件名	審査結果
総務文教委員会	第36号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕	承認 (全員)
	第39号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算(第2号)第1条 歳入全款、歳出中、総務部、自治文化部、議会事務局及び教育委員会に係る部分	原案可決 (全員)
	第40号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
福祉子ども委員会	第37号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	承認 (全員)
	第39号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算(第2号)第1条 歳出中、こども未来部に係る部分	原案可決 (全員)
	第41号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第42号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第43号議案 草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第44号議案 草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	請願第3号 健康保険証を残すよう国に意見書提出を求める請願書	不採択 (少数)

令和6年草加市議会6月定例会

閉会中の特定事件付託申し出一覧表

委員会名	特 定 事 件 名
建設環境 委員会	交通行政について 公園行政について

令和 6 年

草加市議会 6 月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和6年6月24日

草加市議会議長 白石孝雄様

提出者	佐藤憲和
賛成者	堀込彰二
〃	中島綾菜
〃	菊地慶太
〃	平山杏香
〃	木村忠義
〃	平野厚子
〃	矢部正平
〃	田川浩司
〃	小川利八
〃	関一幸
〃	鈴木由和
〃	広田丈夫
〃	芝野勝利

草加市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提 案 理 由

市、市民及び飼い主等の責務を明らかにし、動物の愛護に関し必要な事項を定めることにより、動物愛護精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、人と動物とが共生し調和のとれた地域社会の推進に寄与することによって、人と動物に優しいまちをつくることを目的とし、草加市動物の愛護及び管理に関する条例を制定する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

議第 5 号議案

草加市動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び飼い主等の責務を明らかにし、動物の愛護に関し必要な事項を定めることにより、動物愛護精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、人と動物とが共生し調和のとれた地域社会の推進に寄与することによって、人と動物に優しいまちをつくることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物で、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。
- (3) 動物取扱業者 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項第 4 号に規定する第一種動物取扱業者又は法第 24 条の 3 第 1 項に規定する第二種動物取扱業者をいう。

(基本理念)

第 3 条 人と動物とが共生し調和のとれた地域社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 動物は命あるものであることに鑑み、みだりに排除してはならないものであるとともに、動物が人の生活環境内に存在しているという認識の下に行われること。
- (2) 人と動物との関わりから生ずる諸問題の多くが人の生活様式に起因するものであることに鑑み、人が自らの問題としてこれらの諸問題の発生に関する予防その他の方策が必要であるという認識の下に行われること。
- (3) 動物の生態、習性、生理及び疾病並びに人と動物とに共通する感染症に関する正しい知識の普及及び公衆衛生の確保のための方策が必要であるという認識の下に行われること。

(4) 豊かな情操を育てることに資するものであるという認識の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を講ずるとともに、動物の愛護について実践する市民、市民団体等との連携に努めること。

2 市は、法第25条第7項の規定に基づく協力要請があった場合においては、県と協力し事態の解決に努めること。

(市民の責務)

第5条 市民は、人と動物とが共生し調和のとれた地域社会の推進に向けて、動物の愛護について、市が行う施策に協力するよう努めること。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物の習性、生理、生態等に関する知識の習得に努めるとともに、飼養する動物を選択する際には、飼養の目的、現在及び将来にわたる生活環境等を考慮し、終生飼養できる動物を選択するよう努めること。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、命ある動物の飼い主としての責任を自覚し、動物を適正に飼養するよう努めるとともに、自らが飼養する動物に起因して生ずる事案について責任を負う者であるとの自覚を持たなければならない。

(動物取扱業者の責務)

第8条 動物取扱業者は、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）第4条の2に基づき、社会において果たすべき自らの役割を認識して、関係法令を遵守することはもとより、動物に関する最新の知識の習得及び情報の発信に主体的に取り組むとともに、市が行う施策に協力するよう努めること。

(飼い主の遵守事項)

第9条 飼い主は、飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、習性等を理解し、飼養する動物の健康及び安全を保持するとともに、適切なしつけをすること。
- (2) 動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するよう努めること。
- (3) 動物の鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないように飼養環境を整備し、

周辺の生活環境の保全に努めること。

- (4) 動物がその命を終えるまで愛情をもって飼養するよう努めること。ただし、やむを得ず継続して飼養することができなくなったときは、適切に飼養することができる者に譲渡する等し、決して放置しないよう努めること。
- (5) 飼養する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖を抑制するための適切な措置を講ずるよう努めること。
- (6) 動物によって健康を害する者がいることにも十分配慮するよう努めること。
- (7) 動物の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走したときは、自らの責任において捜索し、捕獲するよう努めること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第10条 犬の飼い主は、飼養する犬について、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）及び草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（平成18年条例第21号）を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 譲渡する場合は、出生後8週間は当該犬とその親を共に飼養してから譲渡するよう努めること。
- (2) 他人へのかみつき、とびかかりその他の危害行為を予防するとともに、飼養施設の内外を常に清潔に管理するよう努めること。
- (3) 飼養状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術、去勢手術その他の適切な措置を講ずるよう努めること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第11条 猫の飼い主は、飼養する猫について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 譲渡する場合は、出生後8週間は当該猫とその親を共に飼養してから譲渡するよう努めること。
- (2) 疾病への感染及び不慮の事故を防止し、周辺の生活環境を保全するため、屋内で飼養するよう努めること。
- (3) 飼い主の飼養環境から逸走するおそれがある場合は、不妊手術、去勢手術その他繁殖を制限するための措置を講ずるよう努めること。
- (4) 首輪、名札等により自己の所有を明らかにするための措置を講ずるよう努めること。

(飼い主のいない猫との関わり)

第12条 飼い主のいない猫に対し、繰り返し餌を与える者は、当該猫の繁殖を防止するために必要な措置を講じた上で、適切な給餌及びふん尿の処理に努めること。

(災害時等の対応)

第13条 市及び飼い主は、台風、大雨、地震等自然災害に加え、火災等の非常災害が発生した場合（以下この条において「災害時」という。）に備え、及び災害時に対応するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 市は、災害時において、市民と相互に協力し、避難所における飼養する動物との同行避難等の動物を保護するために必要な措置を講ずるとともに、日常からの啓発活動等を行うこと。
- (2) 市は、被災動物の支援のために、支援団体等との災害時における協力関係を築くこと。
- (3) 飼い主は、日常から災害時における動物の適切な飼養のための準備を行うこと。
- (4) 飼い主は、災害時における同行避難等に当たっては、動物が苦手な者や動物によって健康を害する者、他の避難者にも配慮するとともに、避難所の決められたルールに従うこと。
- (5) 飼い主は、避難所において、飼養する動物が自己の所有であることを明示すること。

(国等との連携)

第14条 市は、人と動物とが共生し調和のとれた地域社会の実現に向け、効果的に施策を展開するために国、埼玉県その他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

(その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

令和6年6月24日

草加市議会議長 白石孝雄様

提出者 広田丈夫

賛成者 鈴木由和

〃 芝野勝利

〃 佐藤憲和

〃 菊地慶太

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第6号議案

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになってきている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報の発信で現場は非常に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するか分からない災害に対して、特に発災直後は情報が非常に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって政府においては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向け、次の事項について積極的に推進するよう求めるものである。

- 1 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること
- 2 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること
- 3 I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備するとともに、自治体に対し適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの配置を支援すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月24日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
国土交通大臣 様
デジタル大臣 様
防災担当大臣 様

議 員 の 派 遣

令和6年6月24日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 東南部正副議長会第1回正副議長会

- (1) 派遣目的 東南部正副議長会第1回正副議長会への出席
- (2) 派遣場所 埼玉県三郷市
- (3) 派遣期間 令和6年7月2日(火)
- (4) 派遣議員 吉岡 健 議員

2 令和6年度県南七市治水大会

- (1) 派遣目的 令和6年度県南七市治水大会への参加
- (2) 派遣場所 埼玉県川口市
- (3) 派遣期間 令和6年7月19日(金)
- (4) 派遣議員 堀込彰二 議員 森 覚 議員 藤原みどり 議員
中島綾菜 議員 川崎久範 議員 木村忠義 議員
広田丈夫 議員 石川祐一 議員 矢部正平 議員
田川浩司 議員 斉藤雄二 議員 芝野勝利 議員
松井優美子 議員 佐藤利器 議員 関 一幸 議員

令和6年草加市議会6月定例会

議事日程（第19日）

令和6年 6月24日（月曜日）

午前10時 開 議

- 1 開 議
- 2 議員退職の報告
- 3 議案及び請願の上程
- 4 各常任委員長報告
 - △ 総務文教委員長報告
 - △ 福祉子ども委員長報告
- 5 各常任委員長報告に対する質疑 （質疑通告受付）
- 6 討 論 （討論通告受付）
- 7 採 決
- 8 閉会中の特定事件の委員会付託
- 9 議員提出議案の報告及び上程
- 10 議員提出議案の説明 （質疑通告受付）
- 11 議員提出議案に対する質疑
- 12 委員会付託省略 （討論通告受付）
- 13 討 論
- 14 採 決
- 15 議員の派遣
- 16 市長あいさつ
- 17 閉 会